

北海道委託事業

令和3年度

高齢者医薬品適正使用推進事業

報告書

令和4年3月

一般社団法人 北海道薬剤師会



# 令和3年度 高齢者医薬品適正使用推進事業 報告書

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1. 事業の概要 .....                                 | 2  |
| (1) 事業概要 .....                                 | 2  |
| (2) 事業の目的 .....                                | 3  |
| (3) 事業の実施主体 .....                              | 3  |
| 2. 事業の内容 .....                                 | 3  |
| (1) 薬局利用者への「残薬バッグ」運動 .....                     | 3  |
| 1) 実施方法 .....                                  | 3  |
| 2) 対象支部 .....                                  | 3  |
| 3) 実施期間 .....                                  | 4  |
| 4) 事業の説明会 .....                                | 4  |
| 5) 参加薬局 .....                                  | 4  |
| 6) 令和1・2年度事業の調査・分析依頼 .....                     | 4  |
| (2) 国保データベース（KDB）システムを活用した重複多剤投与患者への服薬指導 ..... | 5  |
| 1) 実施方法 .....                                  | 5  |
| 2) 対象支部 .....                                  | 5  |
| 3) 実施期間 .....                                  | 5  |
| 4) 事業内容の説明会 .....                              | 5  |
| 5) 参加薬局 .....                                  | 5  |
| 6) 事業の概略 .....                                 | 6  |
| (3) ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入 .....       | 8  |
| 1) 事業の概要 .....                                 | 8  |
| 2) 事業検討会 .....                                 | 8  |
| 3. 資料 .....                                    | 8  |
| 薬局利用者への残薬バッグ運動事業説明会資料 .....                    | 8  |
| 薬局利用者への残薬バッグ運動事業手順書等 .....                     | 15 |

# 1. 事業の概要

## 1. 事業の概要

### (1) 事業概要

#### 高齢者医薬品適正使用推進事業(令和3年度)

令和3年度予算額 8,000千円

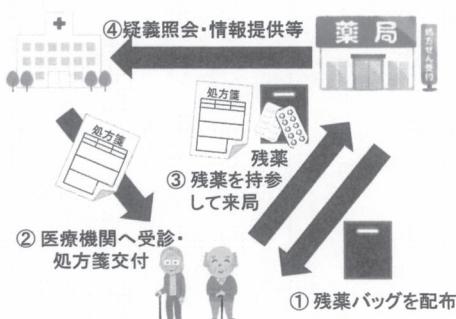
##### 事業概要

- 道内の医療費2兆1,220億円のうち調剤費は3,714億円(17.5%)\*を占めている。
- そのような中、飲み忘れや思い違いなどによる残薬発生や、重複・頻回受診による重複・多剤投薬の発生は、医療の効率化及び質の向上のためにも、その解消が求められている。
- 本事業では、道内のモデル地域において、薬剤師による服薬管理をモデル的に実施し、その効果を検証することで医薬品の適正使用や医療費の適正化を推進する。

##### 令和2年度

- 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施  
札幌、十勝、日高の事業参加薬局で「節薬バッグ」(残薬バッグ)を無償で配布し、高齢者の残薬を把握。必要に応じて減数調剤や服薬指導を実施。
- 情報通信機器を用いた無薬局町村等におけるオンラインフォローアップの実施  
北見、稚内、十勝の事業参加薬局から、無薬局町村等に居住する高齢者を対象に、情報通信機器を活用した薬剤師による調剤後フォローアップをモデル的に実施。

##### 1. 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施



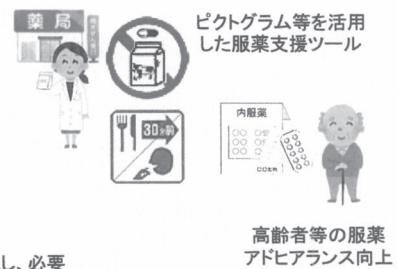
##### 令和3年度

- 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施（継続）  
●●の事業参加薬局で「節薬バッグ」(残薬バッグ)を無償で配布し、高齢者の残薬を把握。必要に応じて減数調剤や服薬指導を実施。
- 国保データベース(KDB)システムを活用した重複多剤投与患者への服薬指導（新規）  
国保データベース(KDB)システムの分析により、複数薬局の利用による同種同効薬の重複投薬患者等を抽出。薬局において当該患者への服薬指導により、重複多剤投薬の解消の取組みを実施。
- ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入（新規）  
ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたピクトグラム等を活用した服薬支援ツールを作成し、これらの活用により高齢者等の服薬アドヒアレンス向上の取組を実施。

##### 2. 国保データベース(KDB)システムを活用した重複多剤投与患者への服薬指導



##### 3. ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入



## (2) 事業の目的

北海道内の医療費2兆1,220億円のうち調剤費は3,174億円（17.5%）を占めている。そのようななか、飲み忘れや思い違いなどによる残薬発生や、重複・頻回受診による重複・多剤投薬の発生は、医療の効率化及び質の向上のためにも、その解消が求められている。

昨年度は、札幌・十勝・日高の3地区において、薬局利用者への「残薬バッグ」運動を実施、事業参加薬局において「節薬バッグ」（残薬バッグ）を無償で配布し、高齢者の残薬を把握と、必要に応じて現数調剤や服薬指導を実施した他、情報通信機器を用いた無薬局町村等におけるオンラインフォローアップ事業として、北見・稚内・十勝の事業参加薬局から、無薬局町村等に居住する高齢者を対象に、情報通信機器を活用した薬剤師による調剤後フォローアップをモデル的に実施した。

今年度は、道内のモデル地域において薬剤師による服薬管理をモデル的に実施し、その効果を検証することで医薬品の適正使用や医療費の適正化を推進することを目的とし、昨年度に引き続き薬局利用者への「残薬バッグ」運動を実施したほか、新たに国保データベース（KDB）システムを活用した重複多剤投与患者への服薬指導、ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入の3事業を実施した。

## (3) 事業の実施主体

北海道からの委託事業として、一般社団法人北海道薬剤師会が行う。

# 2. 事業の内容

## (1) 薬局利用者への「残薬バッグ」運動

### 1) 実施方法

今年度はモデル地区として、函館支部と釧路支部の2支部が参加薬局を募集し、薬局を利用している高齢者等の患者（重複投薬を受けている者又は高血圧、糖尿病等医薬品の長期処方を受けている者等）の同意を得て、「節薬バッグ」（残薬回収袋）運動を実施した。

- ①「節薬バッグ」の配付数は1薬局50枚
- ②「研究倫理指針」を遵守するため、事業に協力いただける患者から協力同意書により同意を得たうえで事業を実施した。
- ③バッグ持参（残薬回収）時に、服薬状況や健康状況の確認、残薬量の把握を実施し、処方せんを発行した医療機関に疑義照会を行い、了承のもと必要に応じ減数調剤を実施する。
- ④予め事業参加薬局には、節薬バッグ、ポスター・チラシ、事業手順書、同意確認書、持参薬記入シート等を配付した。

### 2) 対象支部

函館・釧路支部

## 2. 事業の内容

---

### 3) 実施期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

### 4) 事業の説明会

日 時：令和3年11月24日（水）19：00～20：30

場 所：函館市亀田交流プラザ 3F 大会議室 / Zoom

参加者：53名（函館35名、釧路18名）

### 5) 参加薬局

函館支部：39薬局

AIN薬局今金店、AIN薬局江差店、AIN薬局函館中央店、  
AIN薬局函館富岡店、AIN薬局函館日吉店、AIN薬局函館みなと店、  
AIN薬局函館元町店、AIN薬局八雲店、AIN薬局八雲新店、  
AIN薬局函館湯の川店、あおい薬局松風店、株式会社 あさひ薬局江差店、  
いこい薬局、いこい薬局桜町店、いしかわ調剤薬局、江差調剤薬局、  
おもと薬局かめだ店、おもと薬局昭和店、おもと薬局十字街店、  
おもと薬局日吉店、おもと薬局石川店、おもと薬局大川店、  
おもと薬局セカンド石川、クリオネ港町薬局、河野薬局、しらかば薬局、  
スター薬局、トート相談薬局、(有)根本一貫堂薬局、  
はこだて調剤薬局本通店、函館中央薬局桔梗店、函館中央薬局亀田本町店、  
函館中央薬局美原店、ホーム薬局はまなす店、みなかわ調剤薬局、山本薬局、  
レインボー薬局戸井店、湯の川薬局、ワールド薬局

釧路支部：30薬局

むつみ薬局 光和店、むつみ薬局 武佐店、カトウ薬局 文苑店、  
むつみ薬局、フロンティア薬局 鶴ヶ岱店、はるか薬局、  
イオン薬局釧路昭和店、とがし薬局、齊藤薬局 大町店、齊藤薬局宮本店、  
齊藤薬局東川店、フジタ薬局、フジタ薬局 あおば店、  
ひかり薬局鳥取大通店、カトウ薬局 鳥取店、齊藤薬局貝塚店、  
齊藤薬局浪花店、釧路調剤薬局末広店、白金ひだまり薬局、くすりの蔵や、  
マルク薬局、あさひ薬局、たかはし薬局本店、AIN薬局孝仁会記念病院店、  
たかはし薬局はなしのぶ店、標茶調剤薬局、カトウ薬局 浦見店、  
マザー薬局、調剤薬局ツルハドラッグ若松店、さくら薬局釧路桜ヶ岡店

### 6) 令和1・2年度事業の調査・分析依頼

北海道科学大学の光岡教授が中心となり、北海道薬剤師会高齢者医薬品適正使用推進事業北海道科学大学チームを設置、令和1・2年度節薬バッグ事業による服薬情報提供加算等の実態について調査・分析を依頼した。

#### ①調査目的：

・節薬バッグ事業は1回患者の持参薬を整理するだけにとどまらず継続すべき

事案であるが、継続による患者側及び薬剤師側のメリットがいまいち明確でない。

- ・節薬のメリット 患者側：ポリファーマシーの改善  
　　薬剤師側：継続的な加算取得
- ・現節薬バッグ事業によるデータから、重複投薬相互作用等防止加算、書面による情報提供が行われた医薬品分類を集計し、加算計上可能なケースを想定する。

### ②主な調査項目：

- ・残薬種、総残薬数および合計額に与える要因
- ・節薬バッグ活動の残薬種数、総残薬数、残薬金額への効果
- ・残薬の薬効分類別の医薬品 等

## (2) 国保データベース（KDB）システムを活用した重複多剤投与患者への服薬指導

### 1) 実施方法

北海道国民健康保険団体連合会データベースを（KDB）システムの分析により、複数薬局の利用による同種同効薬の重複投薬患者等を抽出し、薬局において当該患者への服薬指導により、重複多剤投薬の解消の取組を実施する。

### 2) 対象支部

北見・旭川支部

### 3) 実施期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

### 4) 事業内容の説明会

①日 時：令和3年12月2日（木）19：00～20：00

場 所：スズケン北見支店

参加者：29名

②日 時：令和4年2月15日（火）19：00～20：00

場 所：旭川薬剤師会 / Zoom

参加者：74名

### 5) 参加薬局

北見支部：32薬局

イワタ調剤薬局、大通東調剤薬局、カドカラ薬局、カドカラ薬局仲町店、栄町調剤薬局、桜町調剤薬局、三本木薬局幸店、三本木薬局端野店、三本木薬局ときわ店、三本木薬局東店、中村薬局、2条調剤薬局、ひまわり調剤薬局、フィール調剤薬局寿店、フィール調剤薬局愛し野店、

## 2. 事業の内容

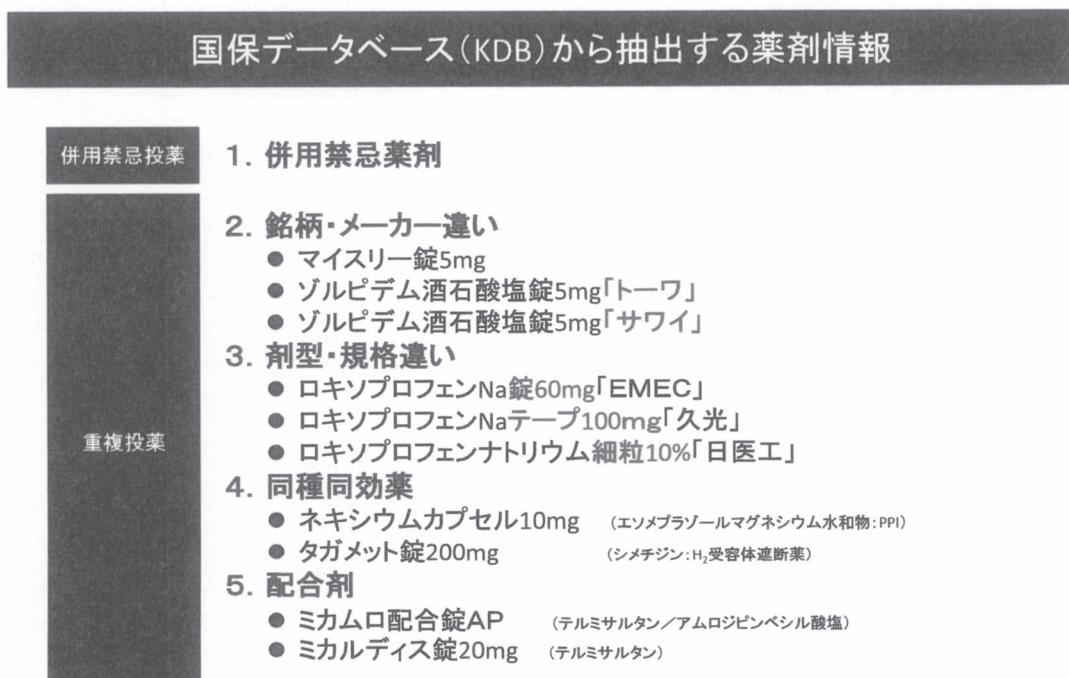
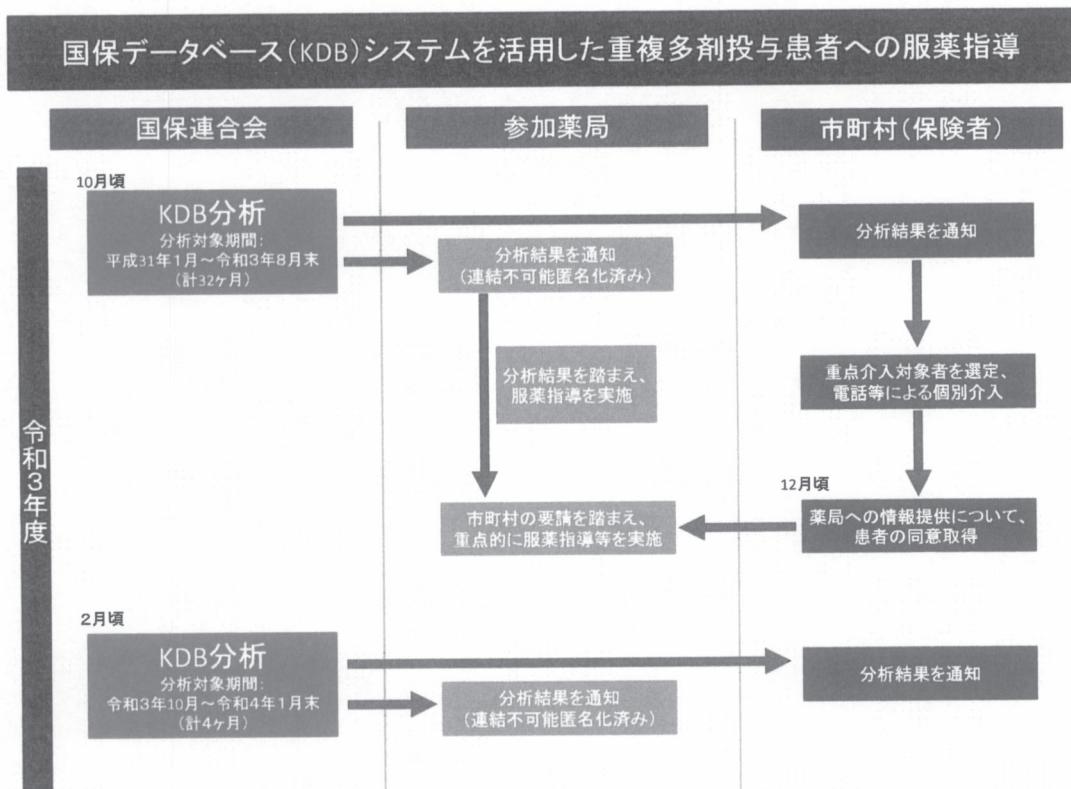
---

ポテト五条薬局、ポテト調剤薬局、ポテトるべ薬局、ポテトおんねゅ薬局、ミント調剤薬局、きたみ調剤薬局、東町薬局、AIN薬局北見店、AIN薬局中央三輪店、AIN薬局北見美山店、日本調剤みわ薬局、平野薬局、ハート薬局、なの花薬局北5条店、ひさやま薬局

### 旭川支部：104薬局

AIN薬局旭川曙店、AIN薬局旭川医大店、AIN薬局旭川一条通店、AIN薬局旭川神楽岡店、AIN薬局旭川北店、AIN薬局旭川中央店、AIN薬局旭川店、AIN薬局旭川東鷹栖店、AIN薬局旭川東店、AIN薬局士別店、AIN薬局豊岡店、AIN薬局美瑛店、あかね薬局、旭川医大前調剤薬局、旭川いづみ調剤薬局、旭川中央薬局、旭川薬局、旭町調剤薬局、あしたば薬局日赤前店、あすなろ調剤薬局、医大前グリーンヒル薬局、オーベル薬局永山店、神楽調剤薬局、かむい中央薬局、神居西中央薬局、カムイの森調剤薬局、旭薬ホクト薬局、旭薬ナナカマド薬局、旭薬みどりがおか薬局、クリオネシェリール薬局、啓明調剤薬局、ケンコウ調剤薬局、コア薬局旭川店、コマヤ薬局、サンビレッジ調剤薬局、十字街中央薬局、春光台薬局、未広みくに調剤薬局、鈴木薬局、聖園調剤薬局動物園通り店、センター薬局高台通店、曾田薬局、太光堂薬局、中央薬局、忠和調剤薬局、調剤薬局ツルハドラッグ旭川大町3条店、調剤薬局ツルハドラッグ1条店、といろ薬局、東光1条薬局、東光調剤薬局、どうぶつ園通り薬局、道北調剤薬局、豊岡環状通り薬局、永山中央薬局、永山南調剤薬局、なの花薬局豊岡店、なの花薬局永山店、ノーブル調剤薬局、野間漢方薬局、ノルデン薬局旭川春光台店、ハーブ調剤薬局、はなさき調剤薬局、はな保険薬局、はまなす薬局、パルム薬局永山店、ぱれっと調剤薬局、ふじさわ薬局、ふじさわ薬局永山4条店、フタバ堂アイリス調剤薬局、ペニギン調剤薬局、松野薬局東光店、マリー薬局、緑橋調剤薬局、ミント調剤薬局、ミント調剤薬局永山店、本町中央薬局、やまさき調剤薬局、リベライン調剤薬局、レント一条調剤薬局、朝日調剤薬局、河合薬局、士別調剤薬局、剣淵調剤薬局、当麻はまなす薬局、当麻薬局、美瑛調剤薬局、ひがしかわ薬局、比布調剤薬局、和寒調剤薬局、すずらん薬局音威子府店、松井薬局、どろっぷ調剤薬局、なの花薬局ふらの店、グリーン薬局、名寄中央調剤薬局、カブトヤ薬局、あおい調剤薬局、十仁薬局宮下店、飛騨調剤薬局、きのえ薬局、丸山薬局花咲店、旭川ホームケア薬局、くらら薬局銀座店、日本調剤旭川薬局

### 6) 事業の概略



▶ 調剤日及び処方日数から計算し、薬剤の投薬期間が重なる場合は、併用禁忌投薬又は重複投薬の可能性があるとして薬局へ通知。

## 2. 事業の内容

---

### (3) ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入

#### 1) 事業の概要

令和3年4月、(公財)北海道ろうあ連盟から北海道医師会事務局を通じて、薬局窓口で聴覚障害者に対して服薬指導を判りやすく説明出来るよう、絵カードの様なツールを使った取り組みを本会にお願いしたいとの依頼があり、高齢者の医薬品適正使用にも活用できるよう北海道とも協議し、北海道独自のユニバーサルデザインの考え方を取り入れたピクトグラム等を活用した服薬支援ツールを作成し、これらの活用により高齢者等の服薬アドヒアランス向上の取組を検討する。なお、愛知県豊橋市の豊橋手話ネットワーク防災対策委員会が作成した「薬に関する絵カード」の使用許可をいただいたほか、他件の取組を参考に。

#### 2) 事業検討会

##### ①公益財団法人北海道ろうあ連盟との打合せ

- ・日 時：令和3年4月13日（火）11：00～  
場 所：北海道薬事会館  
参加者：6名
- ・日 時：令和3年10月22日（金）10：30～  
場 所：北海道薬事会館  
参加者：6名

##### ②「薬に関する絵カード」作成打合せ

- ・日 時：令和3年5月11日（火）19：00～  
場 所：ZOOM  
参加者：7名
- ・日 時：令和3年7月28日（水）19：00～  
場 所：ZOOM  
参加者：3名
- ・日 時：令和4年3月29日（火）13：00～  
場 所：北海道薬事会館  
参加者：6名

## 3. 資 料

薬局利用者への残薬バッグ運動事業説明会資料



### 3. 資料

#### 事業結果

#### RESULTS



#### 薬局における 基本的な流れ



■ポスターの掲示



#### ①薬局での声掛け



#### 対象となる患者 の基準



モデル地区の参加薬局を利用している患者



- ・投薬時に残薬があることが疑われた患者
- ・1日当たりの服薬回数が多い患者
- ・内服薬が6種類以上処方されている患者
- ・高血圧や糖尿病など長期処方を受けている患者
- ・複数の医療機関を受診している患者
- ・など

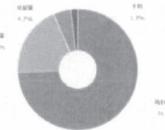
- 残薬持参患者数  
864人（男性42.9% 女性56.8%）
- 残薬持参件数  
998件（複数回持参患者96人）
- 患者平均年齢  
74.7歳
- 平均服用剤数  
7.6剤
- お薬手帳持参率  
94.8%
- 総残薬数  
231,395錠（1件平均232錠）
- 総残薬金額  
6,666,872円（1件平均6,680円）

#### 残薬種類別 金額

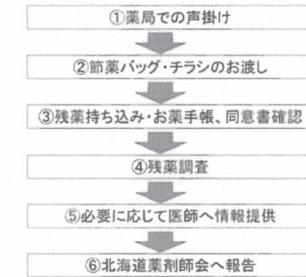
#### RESULTS



|      | 令和元年度実績    | 令和2年度既定目標  | 割合     |
|------|------------|------------|--------|
| 既定目標 | ¥1,928,376 | ¥2,024,417 | 24.3%  |
| 実績   | ¥455,763   | ¥322,055   | 10.2%  |
| 割合   | ¥81,401    | ¥20,725    | 4.7%   |
| 不達   | ¥0,036     | ¥25,493    | 1.6%   |
| 合計   | ¥2,551,581 | ¥4,113,291 | 100.0% |



#### 薬局における 基本的な流れ



■節薬バッグ



■チラシ



#### ②節薬バッグ・ チラシのお渡し



多剤処方の問題点②～不適切な服用による薬剤治療機会の喪失～

- 残薬数が多いほど、薬剤が正しい服用されにくくなる（服薬アドバイスが不足する）。
- 残薬する薬剤数が多いほど、薬剤が正しい服用されにくくなる（服薬アドバイスが不足する）。

多剤処方の問題点③～薬剤が重複して服用されにくくなる～

- 二つの薬剤が同じ効能を持ち、薬剤アドバイスが重複する。
- 薬剤を多く持つと、薬剤アドバイスが重複する。

#### 1日当たりの 服薬回数が多い 患者



多剤処方の問題点④～薬剤が重複して服用されにくくなる～

- 二つの薬剤が同じ効能を持ち、薬剤アドバイスが重複する。
- 薬剤を多く持つと、薬剤アドバイスが重複する。

多剤処方の問題点⑤～薬剤が重複して服用されにくくなる～

- 二つの薬剤が同じ効能を持ち、薬剤アドバイスが重複する。
- 薬剤を多く持つと、薬剤アドバイスが重複する。

### ■用法別残業（令和元年度の結果）

| 性別    | 残高額         |
|-------|-------------|
| 1日 1回 | 22,259 円    |
| 1日 2回 | 15,683 円    |
| 1日 3回 | 36,420 円    |
| その他   | 4,054 円     |
| 合 计   | 78,416 円    |
|       | 2,553,581 円 |

1日3回服用の残薬数が一番多かった

## 1日当たりの 服薬回数が多 い患者



内服薬が6種類以上処方されている患者



#### ■受診医療機関数別残薬（令和元年度の結果）

| 疾患   | 患者数   | 割合     |
|------|-------|--------|
| 高血圧  | 1400人 | 64.0%  |
| 高脂血症 | 272人  | 12.0%  |
| 糖尿病  | 66人   | 3.0%   |
| 合計   | 2338人 | 100.0% |

受診医療機関数が多いほど  
残薬は多い傾向にあった

**複数の医療機関  
を受診している  
患者**



### ③残業持ち込み ・お葉手帳、同意書確認



### 同意書

（二）评价与反馈

评价是促进学生发展的有效途径，也是教学的重要组成部分。评价的目的是激励学生学习、促进学生发展，帮助教师改进教学。评价应贯穿于整个教学过程，评价的内容和方法要多样化，评价的结果要反馈给学生，帮助学生认识自我，激励学生不断进步。

评价的主要内容包括：

- 1. 学生在课堂上的表现：是否积极参与课堂讨论，是否能够提出自己的见解，是否能够正确回答问题等。
- 2. 学生的作业完成情况：是否按时完成作业，作业的质量如何，是否能够独立完成作业等。
- 3. 学生的课堂表现：是否能够遵守课堂纪律，是否能够认真听讲，是否能够积极参与课堂活动等。
- 4. 学生的综合能力：是否能够运用所学知识解决实际问题，是否能够独立思考，是否能够与他人合作等。

评价的方法有：

- 1. 课堂观察：通过观察学生的课堂表现，了解学生的学习态度和学习效果。
- 2. 作业检查：通过检查学生的作业，了解学生的学习情况和学习效果。
- 3. 个别谈话：通过与学生进行个别谈话，了解学生的学习情况和学习效果。
- 4. 家长反馈：通过与家长进行沟通，了解学生在家的表现和学习情况。

评价的结果要反馈给学生，帮助学生认识自我，激励学生不断进步。评价的结果可以采用口头反馈、书面反馈、等级反馈等形式。评价的结果要及时反馈给学生，帮助学生认识自我，激励学生不断进步。

④ 確認調查



#### ■患者持参薬手書き記入表

### 3. 資料

#### 持参薬記入シートの書き方(1)



■患者ID  
薬局内で他の患者と重複しない7桁以下の数字を。1からの連番など

■氏名  
シートには記入するが道薬への報告時には削除する

■服用剤数  
受診している全ての医療機関の定期薬の内服薬剤数を記入。臨時薬は含めない

■受診医療機関数  
処方の有無、残業の有無を問わず、現在受診している全ての医療機関数、診療科数

■疑義照会の有無  
残業に関して疑義照会を行ったかどうかの有無。残業以外の疑義照会については含めない

#### 複数回持参患者



#### ■複数回持参患者数 ■複数回持参患者残業推移

| 件数 | 割合          |
|----|-------------|
| 1回 | 265人 90.0%  |
| 2回 | 21人 0.7%    |
| 3回 | 6人 1.0%     |
| 4回 | 2人 0.6%     |
| 合計 | 318人 100.0% |

| 回数    | 平均残業額 | 平均残業金額 |
|-------|-------|--------|
| 1回目   | 203枚  | 8,956円 |
| 2回目   | 134枚  | 6,732円 |
| 3回目以降 | 66枚   | 1,796円 |

同一患者が複数回残業を持参するデータは全国的にも貴重であり、積極的に収集していただきたい

#### 持参薬記入シートの書き方(2)



■医療機関への書面による情報提供の有無  
残業に関して医療機関へ書面による情報提供を行ったかどうかの有無。

■薬剤名  
なるべく省略せず、商品名、規格、剤型も記入する。

■服用時点  
内服薬のみ入力。リストにない場合は自由記載を。

■薬価  
残業回収時の薬価を調べて記載してください。

■残業区分  
必ず【再利用薬・保留薬・廃棄薬】の中から選んでください。

#### ⑤必要に応じて医師へ情報提供



#### ■残業調整が必要な医療機関の処方箋と同時に残業を持参した場合

(i) 患者の了解を得た上で疑義照会により日数を変更し重複投薬・相互作用等防止加算の算定

(ii) 患者の了解を得た上で【別紙様式1】を用いて書面による情報提供を行うことにより服薬情報等提供料2の算定

#### 重複投薬・相互作用等防止加算



■医局における対入業務の評価の充実③  
1. 重複投薬・相互作用等防止加算

○ 重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅看護を併設医療・相互作用等防止加算について、残業回収に係るもの以外の評価を見直す。

【医局における対入業務の評価】  
重複投薬・相互作用等防止加算、在宅看護、既往歴の提出の充実度を評価する。  
既往歴の提出の充実度は、既往歴の提出率が80%以上である場合、既往歴の提出率が60%以上である場合、既往歴の提出率が40%以上である場合、既往歴の提出率が20%以上である場合、既往歴の提出率が10%以上である場合。

【在宅看護等の充実等の評価】  
在宅看護等の充実等の評価は、在宅看護等の充実度を評価する。  
在宅看護等の充実度は、在宅看護等の充実度が80%以上である場合、在宅看護等の充実度が60%以上である場合、在宅看護等の充実度が40%以上である場合、在宅看護等の充実度が20%以上である場合、在宅看護等の充実度が10%以上である場合。

■2. 乳幼児服薬指導加算

○ 乳幼児に対する独自加算の評価を充実する。

【医局における対入業務の評価】  
乳幼児の服薬指導の充実度を評価する。  
乳幼児の服薬指導の充実度は、乳幼児の服薬指導の充実度が80%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が60%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が40%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が20%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が10%以上である場合。

■3. 疑義照会の件数

○ 疑義照会の件数について、医師直連機関の求めがあった場合の評価を充実する。

【医局における対入業務の評価】  
医師直連機関の求めがあった場合の評価を充実する。

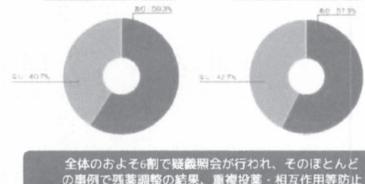
#### 重複投薬・相互作用等防止加算



#### ■疑義照会の件数 ■重複投薬・相互作用等防止加算算定

| 件数 | 割合          |
|----|-------------|
| あり | 210件 59.3%  |
| なし | 144件 40.7%  |
| 合計 | 354件 100.0% |

| 件数 | 割合          |
|----|-------------|
| あり | 203件 57.3%  |
| なし | 141件 42.7%  |
| 合計 | 354件 100.0% |



全体のおよそ6割で疑義照会が行われ、そのほとんどでの事例で残業調整の結果、重複投薬・相互作用等防止加算の算定に結びついていた

#### 服薬情報等提供料2



■医局における対入業務の評価

1. 重複投薬・相互作用等防止加算

○ 重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅看護を併設医療・相互作用等防止加算について、残業回収に係るもの以外の評価を見直す。

【医局における対入業務の評価】  
重複投薬・相互作用等防止加算、在宅看護、既往歴の提出の充実度を評価する。  
既往歴の提出の充実度は、既往歴の提出率が80%以上である場合、既往歴の提出率が60%以上である場合、既往歴の提出率が40%以上である場合、既往歴の提出率が20%以上である場合、既往歴の提出率が10%以上である場合。

【在宅看護等の充実等の評価】  
在宅看護等の充実等の評価は、在宅看護等の充実度を評価する。  
在宅看護等の充実度は、在宅看護等の充実度が80%以上である場合、在宅看護等の充実度が60%以上である場合、在宅看護等の充実度が40%以上である場合、在宅看護等の充実度が20%以上である場合、在宅看護等の充実度が10%以上である場合。

2. 乳幼児服薬指導加算

○ 乳幼児に対する独自加算の評価を充実する。

【医局における対入業務の評価】  
乳幼児の服薬指導の充実度を評価する。  
乳幼児の服薬指導の充実度は、乳幼児の服薬指導の充実度が80%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が60%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が40%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が20%以上である場合、乳幼児の服薬指導の充実度が10%以上である場合。

3. 疑義照会の件数

○ 疑義照会の件数について、医師直連機関の求めがあった場合の評価を充実する。

【医局における対入業務の評価】  
医師直連機関の求めがあった場合の評価を充実する。

#### 服薬情報等提供料2



#### ■医局における対入業務の評価②

○ 重複投薬等の評価について、医師直連機関の求めがあった場合の評価を充実する。

| 件数 | 割合          |
|----|-------------|
| あり | 203件 57.3%  |
| なし | 141件 42.7%  |
| 合計 | 354件 100.0% |

かかるつけ算割合は、上記に係る薬剤をうごとを算出し、かかるつけ算割合を算出する。

54

## 服業情報等提供 料2



#### ■画面による情報提供 ■服薬情報等提供料算定

|    | 件数   | 割合     |
|----|------|--------|
| あり | 124件 | 35.0%  |
| なし | 230件 | 65.0%  |
| 合計 | 354件 | 100.0% |



全体の35%（124例）で書面による情報提供を実施し、うち18例で服薬情報提供料の算定に結びついた。

第 1 页

|    | 件数   | 割合     |
|----|------|--------|
| あり | 18件  | 51%    |
| なし | 336件 | 94.9%  |
| 合計 | 354件 | 100.0% |

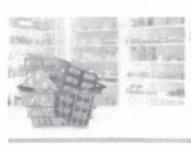
## ⑤必要に応じて 医師へ情報提供



B. 残薬調整が必要な医療機関が院内調剤もしくは他の薬局による調剤の場合

- (i) 服用薬の整理等服薬管理を行い、その結果を医療機関へ情報提供し外来服薬支援料の算定
  - (ii) 服用薬の整理等服薬管理を行い、その結果を患者の了解を得た上で【別紙様式1】を用いて医療機関へ書面による情報提供を行い服薬情報等提供料2の算定
  - (iii) 患者の了解を得た上で医療機関へ情報提供を行う

外来眼藥支撐料



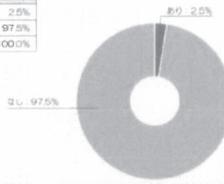
| 医薬品の適正使用の推進③  |  |
|---|--|
| 薬島における規範的な薬事的管理の評価(グラウンドハグ運動の取組の評価)   |  |
| ▶ 老若男女が健やかに生きるため、保健医療の充実と地域社会活性化を行った場所で、外来医薬品販売と販路を統一する。(注1)及び「山はむかへ外山はむかへ」(参考文献)                           |  |
|                            | 規定書  |
| 【例】医薬品販売日<br>1月1日未満   | 1月1日未満   |
| 注1) 自由にできる薬事的管理が実現された場所で、販路を統一する。販路統一の実現によって、当該区域内外の薬局・薬店は在宅医療の必要性及び薬事的管理の充実度の観点から、各自の運営形態を選択する。また、各自に算定する。 | 注2) 当地による新規開業・既存店舗の販路統一は、販路統一の実現によって、当地の在宅医療の充実度の観点から、各自の運営形態を選択する。また、各自に算定する。 |
|                            | 規範化手帳  |
| 【例】医薬品販売手帳<br>1月1日未満  | 1月1日未満   |
| 注3) 新規開業の実現によって、販路統一の実現によって、在宅医療の充実度の観点から、各自の運営形態を選択する。また、各自に算定する。  | 注4) 在宅医療の充実度の観点から、販路統一の実現によって、在宅医療の充実度の観点から、各自の運営形態を選択する。また、各自に算定する。           |
|                            | 規範化手帳  |
| 【例】医薬品販売手帳<br>1月1日未満  | 1月1日未満   |

外来服薬支援科



## ■外来服薬支援料算定（令和元年度の結果）

|    | 人 数  | 割 合    |
|----|------|--------|
| あり | 9人   | 25%    |
| なし | 345人 | 97.5%  |
| 合計 | 354人 | 100.0% |



外来服薬支援料の算定を行った事例は  
9例だった

## ⑥北海道薬剤師会への報告



#### ■エクセルシートに入力しメールで報告

## ⑥北海道薬剤師会への報告



- 記入したシートを元に報告用のエクセルファイルに患者ごとに入力を行い、患者氏名を削除し道薬へメールしてください。
  - 報告シートは患者ごと、残業回収日ごとに作成していただきます。同一の患者が複数回残業を持参した場合は患者IDは同じのまま、その都度、報告シートを作成してください。
  - 道薬へ報告後も、確認のための問い合わせを行うことがあるため、記入したシートは廃棄せずに基層に保管しておいてください。

Q&A



Q. 屯服薬の残薬はどのように考えるのか？

A. 屯服薬も同様に【飲んでほしい薬－飲まれた薬】で判断してください。具体的には医師が発作時用に保管しておくように指示のある薬は残薬ではありませんが、過去に疼痛時等で処方され、患者の判断で保管している薬は残薬とみなします。

### 3. 資料

Q. 同意書への署名は節薬バッグ配布時に必要ですか？

A. 節薬バッグ配布時に同意書への署名は必要ありません。節薬バッグ配布後、残薬を回収した際に必要となります。

Q. 処方箋を持参した時点で手持ちにある薬はどこまでが残薬となるのか？

A. 前回の処方日から判断して飲み忘れ等により日数が合わないものは残薬とみなします。

Q. 患者から残薬の報告を処方医に伝えてほしくないとの希望があった場合はどうすればよいか？

A. 処方医への報告は「必要に応じて」となっており、患者が希望しない場合は処方医への報告はできませんが、本事業への報告は患者の了承を得て行ってください。

### 今後の予定



■節薬バッグ50枚とチラシ100枚は近日発送予定です。

■節薬バッグの追加依頼は道薬までご連絡ください。

■事業参加薬局名については公表する予定です。

### 今後の予定



資料 1

(事業参加薬局向け)

令和 3 年度高齢者医薬品適正使用推進事業  
(薬局利用者への残薬バッグ運動)  
(北海道委託事業)

事 業 手 順 書

2021年10月

北海道・一般社団法人北海道薬剤師会

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 高齢者医薬品適正使用推進事業の概要事業   | 17 |
| 2. 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施について | 18 |
| 3. 残薬とは？                 | 20 |
| 4. 薬局における基本的な流れ          | 22 |
| ① 薬局での声掛け                | 23 |
| ② 節薬バッグ・チラシのお渡し          | 23 |
| ③ 残薬持ち込み・お薬手帳、同意書確認      | 26 |
| ④ 残薬調査                   | 27 |
| ⑤ 必要に応じて医師へ情報提供          | 28 |
| ⑥ 北海道薬剤師会への報告            | 31 |
| 5. Q&A                   | 32 |
| 6. 今後の予定                 | 34 |
| 7. お問い合わせ窓口              | 35 |
| (別紙様式1) 患者の服薬状況等に係る情報提供書 | 36 |
| 患者持参薬 手書き記入表             | 37 |
| 当薬局をご利用の方へ               | 38 |
| 高齢者医薬品適正使用推進事業 協力同意書     | 39 |
| 高齢者医薬品適正使用推進事業 同意撤回書     | 40 |

# 1. 高齢者医薬品適正使用 推進事業の概要

## 高齢者医薬品適正使用推進事業(令和3年度)

### 事業概要

- 道内の医療費2兆1,220億円のうち調剤費は3,714億円(17.5%)\*を占めている。
- そのような中、飲み忘れや思い違いなどによる残薬発生や、重複・頻回受診による重複・多剤投薬の発生は、医療の効率化及び質の向上のためにも、その解消が求められている。
- 本事業では、道内のモデル地域において、薬剤師による服薬管理をモデル的に実施し、その効果を検証することで医薬品の適正使用や医療費の適正化を推進する。

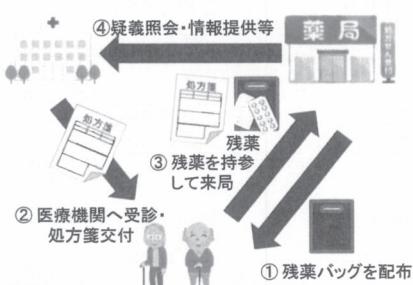
### 令和2年度

- 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施  
札幌、十勝、日高の事業参加薬局で「節薬バッグ」(残薬バッグ)を無償で配布し、高齢者の残薬を把握。必要に応じて減数調剤や服薬指導を実施。
- 情報通信機器を用いた無薬局町村等におけるオンラインフォローアップの実施  
北見、稚内、十勝の事業参加薬局から、無薬局町村等に居住する高齢者を対象に、情報通信機器を活用した薬剤師による調剤後フォローアップをモデル的に実施。

### 令和3年度

- 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施（継続）  
函館、釧路の事業参加薬局で「節薬バッグ」(残薬バッグ)を無償で配布し、高齢者の残薬を把握。必要に応じて減数調剤や服薬指導を実施。
- 国保データベース(KDB)を活用した重複多剤投与患者への服薬指導（新規）  
国保データベース(KDB)の分析により、複数薬局の利用による同種同効薬の重複投薬患者等を抽出。旭川、北見の事業参加薬局に分析結果を通知。当該患者への服薬指導により、重複多剤投薬の解消の取組みを実施。
- ユニバーサルデザインを取り入れた服薬支援ツールの検討及び導入（新規）  
ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたピクトグラム等を活用した服薬支援ツールを作成し、これらの活用により高齢者等の服薬アドヒアレンス向上の取組を実施。

#### 1. 薬局利用者への残薬バッグ運動の実施



#### 2. 国保データベース(KDB)を活用した重複多剤投与患者への服薬指導



## 2. 薬局利用者への 残薬バッグ運動の実施について

### 事業の概要

---

#### 【目的】

・薬局を利用する者の残薬確認と服薬指導等を通じた道民の健康の保持、医薬品の適正使用を推進、ひいては医療費(調剤)の増加抑制に資するため、国民健康保険努力支援交付金を活用し、地区薬剤師会、薬局・薬剤師、関連医療機関の協力を得て事業を実施する。

#### 【事業実施主体】

- ・北海道薬剤師会への委託により事業を実施。
- ・道内2地区(函館、釧路)をモデル地区として実施。

## 事業の内容

---

### 【事業内容】

- ・今年度は道内2地区(函館・釧路)の約100薬局にてブランドンバッグとして「節薬バッグ」を無償で配布。
- ・令和3年度で約5,000枚を配布予定。
- ・節薬バック持参(残薬回収)時に、服薬状況や健康状況の確認、残薬量の把握を実施し、医療機関の了承の下、必要に応じ、減数調剤を実施する。

【事業実施期間】 2021年10月1日～2022年3月31日

### 3. 残薬とは？

残薬とは？

---

「残薬」 = 「飲んでほしい薬」 – 「飲まれた薬」

# 残薬の分類

## ①再利用薬

→処方医に疑義照会して処方調整し再使用したもの

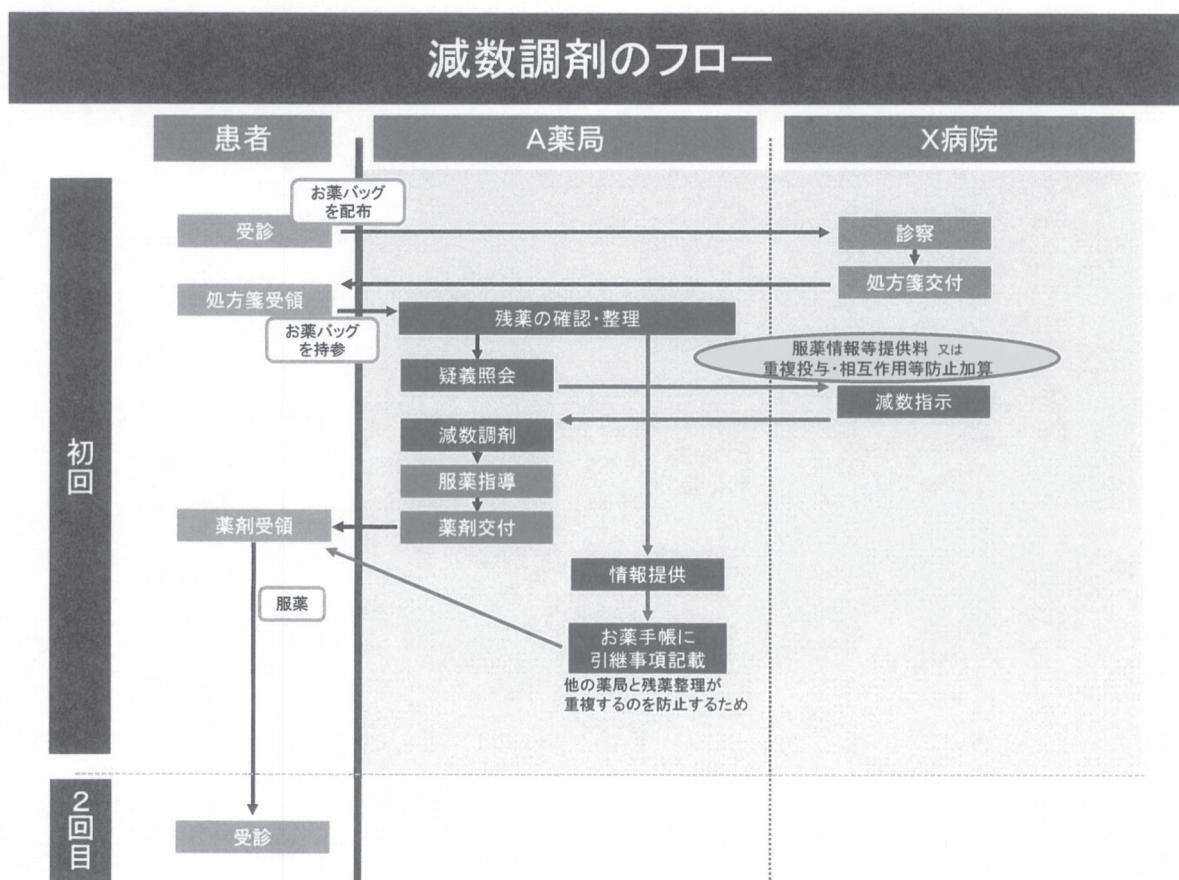
## ②保留薬

→処方調整の対象にはならないが使用可能なものの

## ③廃棄薬

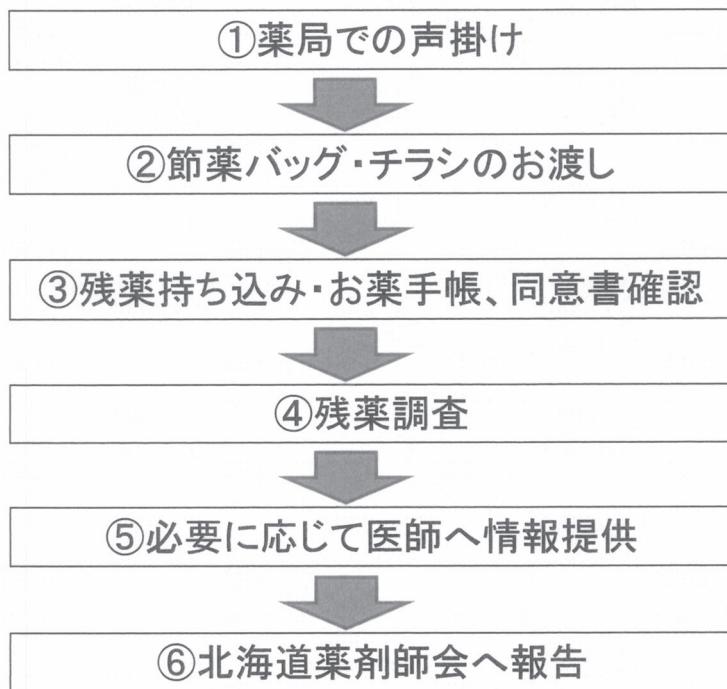
→期限切れ、破損、患者が破棄を希望したもの

(引用文献: 医療薬学43(6)344-350(2017) 節約パックを活用した残薬アドヒアランスに与える影響)



## 4. 薬局における基本的な流れ

### 薬局における基本的な流れ



## ①薬局での声掛け

ポスターの掲示



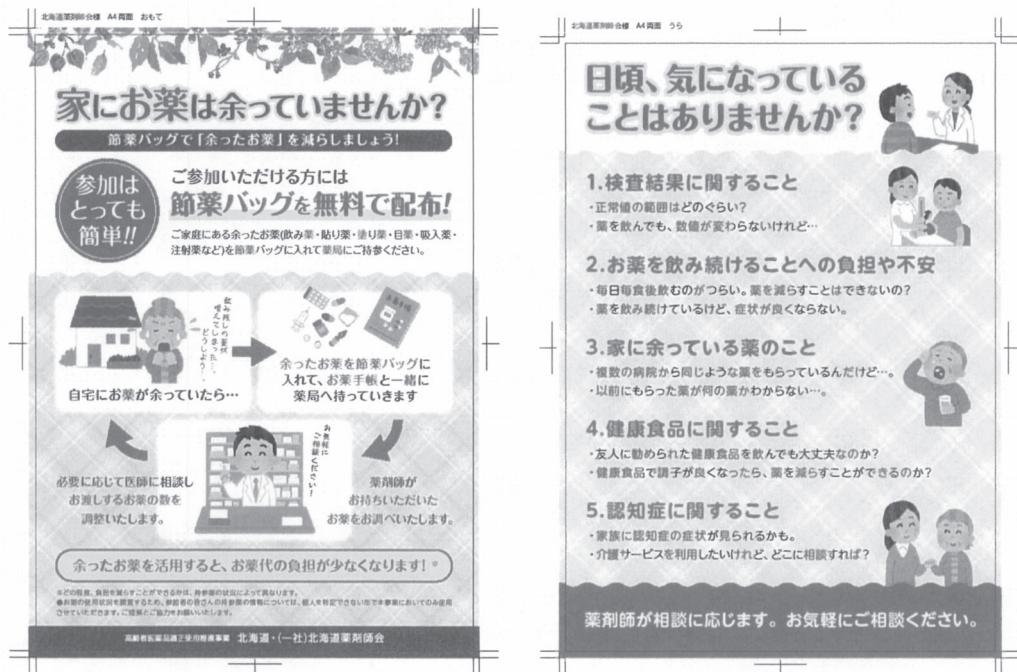
## ②節薬バッグ・チラシのお渡し

節薬バッグ



## 節薬バッグ・チラシのお渡し

### チラシ



### 対象となる患者の基準

モデル地区の参加薬局を利用している患者



- ・投薬時に残薬があることが疑われた患者
- ・1日当たりの服薬回数が多い患者
- ・内服薬が6種類以上処方されている患者
- ・高血圧や糖尿病など長期処方を受けている患者
- ・複数の医療機関を受診している患者

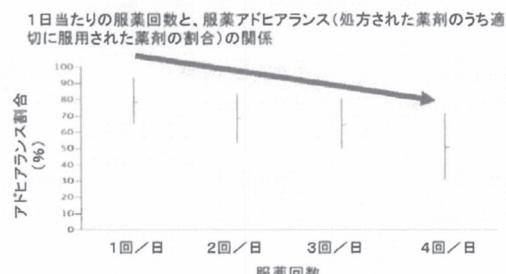
.....など

平成30年度診療報酬改定

## 多剤処方の問題点② ~不適切な服用による薬剤治療機会の喪失~

- 服薬回数が多いほど、薬剤が正しく服用されにくくなる(服薬アドヒアランスが低下する)。
- 服薬する薬剤数が多いほど、薬剤が正しく服用されにくくなる。(服薬アドヒアランスが低下する)。

### 1日あたりの服薬回数が多いほど、薬剤が正しく服用されにくくなる。



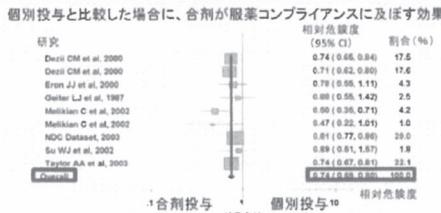
#### <調査方法>

- ・服薬頻度と服薬アドヒアランスの相関をみるためのシステムティック・レビュー。
- ・76の調査結果をまとめたもの。
- ・服薬アドヒアランスは、①dose-taking(処方された薬剤数を適切に服用しているか)、②dose-timing(処方薬を適切な時間に服用しているか)の2つの観点から定義した。

出典  
•Gardberg L, Blaschke T. Adherence to medication. *N Engl J Med*. 2005;353(5):487-492.  
•Clinton AJ et al. A systematic review of the associations between dose regimens and medication compliance. *Clin Ther*. 2001 Aug;23(8):1290-1310.

### 服薬数が多いほど、薬剤が正しく服用されにくくなる。

#### ①合剤は、薬剤の個別投与に比べ、服薬アドヒアラス低下のリスクが低い。



- ・合剤投与群の服薬コンプライアンス低下のリスクは、個別投与の服薬コンプライアンス低下のリスクより26%低い。(p<0.0001)

#### <調査方法>

- ・9つの研究のメタアナリシスにより、計11,925人の合剤投与患者と8,317人の単剤投与患者を比較。

#### ②退院時服薬数と、服薬アドヒアラスの低下には関連がある。

65歳以上の内科病棟を退院した患者を追跡調査。退院時服薬数と、患者が医師の処方通りに服用していることとの関連

➢ 退院15～30日後調査時:  $R^2=0.8293$

➢ 退院3ヶ月後調査時:  $R^2=0.6276$

※本研究では、 $R^2 \geq 0.6$ の場合を相關ありとしている

出典  
•Bangalore S, et al. Fixed-dose combinations improve medication compliance: a meta-analysis. *Am J Med*. 2007 Aug;122(8):713-9.

51

•Papadimitriou E, et al. Medication non-adherence among elderly patients newly discharged and receiving polypharmacy. *Drugs Aging*. 2014 Apr;31(4):283-9.

平成30年度診療報酬改定

## 薬局における対人業務の評価の充実①

### 服用薬剤調整支援料

- 患者の意向を踏まえ、患者の服薬アドヒアラス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合を評価。

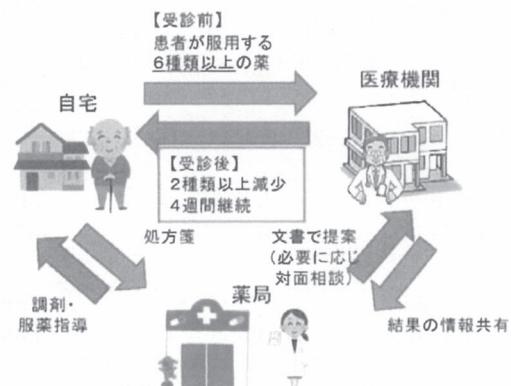
#### (新) 服用薬剤調整支援料

125点

#### [算定要件]

6種類以上の内服薬が処方されていたものについて、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り所定点数を算定する。

- (1) 当該保険薬局で調剤している内服薬の種類数が2種類以上(うち少なくとも1種類は保険薬剤師が提案したもの)減少し、その状態が4週間以上継続した場合に算定
- (2) 服用を開始して4週間以内の薬剤は、調整前の内服薬の種類数から除外。屯服薬は対象外。また、調剤している内服薬と同一薬効分類の有効成分を含む配合剤及び内服薬以外の薬剤への変更を保険薬剤師が提案したことで減少した場合は、減少した種類数に含めない。
- (3) 保険薬剤師は処方医へ提案を行う際に、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに検討した薬学的内容を薬剤服用歴の記録に記載する。また、保険医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報は、薬剤服用歴の記録に添付する。
- (4) 当該保険薬局で服用薬剤調整支援料を1年以内に算定した場合においては、前回の算定に当たって減少した後の内服薬の種類数から更に2種類以上減少したときに限り新たに算定することができる。



52

令和2年度診療報酬改定 II-1 かかりつけ機能の評価 ③

## 薬局における対人業務の評価の充実 ①

### 外来患者への重複投薬解消に対する取組の評価

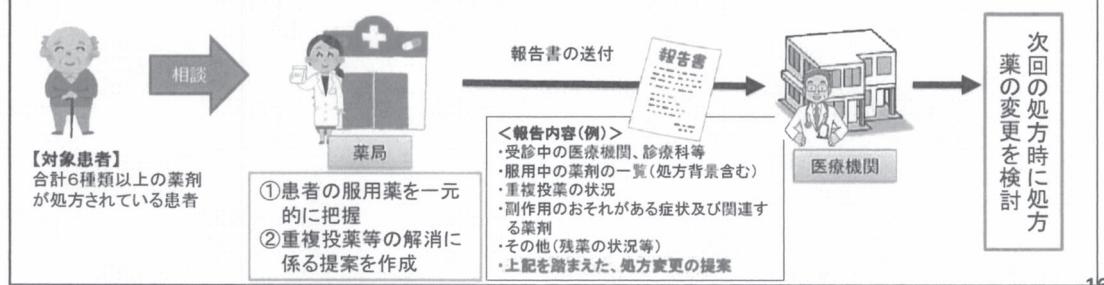
- 複数の医療機関を受診する患者の重複投薬の解消を推進する観点から、薬局において患者の服薬情報を一元的に把握し、重複投薬の有無の確認等を行った上で、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行う取組について新たな評価を行う。

#### (新) 服用薬剤調整支援料2 100点 (3月に1回まで)

##### [算定要件]

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、①当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行うとともに、②重複投薬等のおそれがある場合には、重複投薬等の解消に係る提案<sup>(※)</sup>を検討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に算定する。

※ 重複投薬の状況や副作用の可能性等を踏まえ、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案



16

## ③残薬持ち込み・お薬手帳、同意書確認

### 同意書

(事業参協力同意書)

○○保健薬局 前中

高齢者医薬品適正使用推進事業 協力同意書

・期 間：令和元年10月1日～令和2年3月31日  
 ・主 体：一般社団法人北埼玉薬剤師会・北埼玉  
 ・目 的：薬局を利用する患者様の残薬確認と服薬指導等を通じ、道民の健康の保持、医薬品の適正使用を推進。ひいては医療費（調剤）の増加抑制に資することを目的に次の事業を行う。  
 ① 薬局利用者への薬剤（残薬回収袋）運動  
 ② 在宅患者への服薬指導・残薬管理

・医師や他職種と連携し、医薬品の適正な使用を推進します。  
 ・在治療中の病気や服用中のお薬について確認が必要な場合は、ご回答にご協力ください。  
 ・事業主体が、本事業に関して知り得た個人情報は、本事業においてのみ使用し、事業主体の関係者以外に漏らすことはありません。  
 ・今回、同意いただいても、いつでも自由に協力を断ることが出来ます。

私は、本事業に関する上記説明を受け、事業に協力することに同意します。

令和 年 月 日 ( )

同意者氏名 \_\_\_\_\_

|         |
|---------|
| 薬 局 名 : |
| 所 在 地 : |
| 連 絡 先 : |
| 説明者氏名 : |

## ④残薬調査

| 患者持参薬 手書き記入表(記載例)         |                              | 四角い枠内が記入欄です。     |                |
|---------------------------|------------------------------|------------------|----------------|
| 患者情報                      |                              |                  |                |
| 1 残薬回収日                   | 2019年11月13日                  |                  |                |
| 2 記入日                     | 2019年11月15日                  |                  |                |
| 3 患者ID(他の患者と重複しない7桁以下の数字) | 2468                         |                  |                |
| 4 氏名                      | 道薬 花子                        |                  |                |
| 5 性別                      | 男性・(女性)                      |                  |                |
| 6 年齢                      | 72                           |                  |                |
| 7 服用剤数(内服薬のみ)             | 6                            |                  |                |
| 8 受診医療機関数                 | 3                            |                  |                |
| 9 お薬手帳の有無                 | (あり)・なし                      |                  |                |
| 10 備考(自由記載)               | (この欄はメモ用に自由に使用していただいて構いません。) |                  |                |
| 残薬情報                      |                              |                  |                |
| ↓この3列は内服のみ記載してください↓       |                              |                  |                |
| 薬剤名                       | 服用時点                         | 一日量: 地方日数 残薬数 単位 | 更価<br>(円/錠)    |
| 1 ファモチジンOD錠20mg「ファイザー」    | 分2 朝・夕食後                     | 2 56 11 錠        | 10.8 再利用・保留・廃棄 |
| 2 タリオンOD錠10mg             | 分2 朝・夕食後                     | 2 56 11 錠        | 41.4 再利用・保留・廃棄 |
| 3 ロキソニンテーブ100mg 10cm×14cm |                              | 7 枚              | 34.6 再利用・保留・廃棄 |
| 4                         |                              |                  |                |
| 5                         |                              |                  |                |
| 6                         |                              |                  |                |
| 7                         |                              |                  |                |
| 8                         |                              |                  |                |
| 9                         |                              |                  |                |
| 10                        |                              |                  |                |

## 持参薬記入シートの書き方

- ・患者ID…薬局内で他の患者と重複しない7桁以下の数字を。1からの通し番号など。
- ・氏名…シートには記入するが道薬への報告時には削除する。
- ・服用剤数…受診している全ての医療機関の定期薬の内服薬剤数を記入。臨時薬は含めない。
- ・受診医療機関数…処方の有無、残薬の有無を問わず、現在受診している全ての医療機関数、診療科数。
- ・疑義照会の有無…残薬に関して疑義照会を行ったかどうかの有無。残薬以外の疑義照会については含めない。

- ・医療機関への書面による情報提供の有無…残薬に関する医療機関へ書面による情報提供を行ったかどうかの有無。
- ・薬剤名…なるべく省略せず、商品名、規格、剤型も記入する。
- ・服用時点…内服薬のみ入力。リストにない場合は自由記載を。
- ・薬価…残薬回収時の薬価を調べて記載してください。
- ・残薬区分…必ず【再利用薬・保留薬・廃棄薬】の中から選んでください。

## ⑤必要に応じて医師へ情報提供

---

### A. 残薬調整が必要な医療機関の処方箋と同時に残薬を持参した場合

- ( i ) 患者の了解を得た上で疑義照会により日数を変更し重複投薬・相互作用等防止加算の算定
- ( ii ) 患者の了解を得た上で【別紙様式1】を用いて書面による情報提供を行うことにより服薬情報等提供料2の算定

平成30年度診療報酬改定

## 薬局における対人業務の評価の充実③

### 1. 重複投薬・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、残薬調整に係るもの以外の評価を見直す。

| 現行  | 改定後   |
|---|---|
| 【重複投薬・相互作用等防止加算】<br>薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、30点を所定点数に加算する。 | 【重複投薬・相互作用等防止加算】<br>薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 |
| 【在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料】 30点   | イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点<br>ロ 残薬調整に係るものの場合 30点  |
| <b>重複算定は不可</b>  |   |
|   | 【在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料】<br>在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料<br>イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点<br>ロ 残薬調整に係るもの場合 30点     |

### 2. 乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児に対する当該加算の評価を充実する。

| 現行   | 改定後   |
|--|---|
| 【乳幼児服薬指導加算】<br>6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、10点を所定点数に加算する。 | 【乳幼児服薬指導加算】<br>6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。 |

61

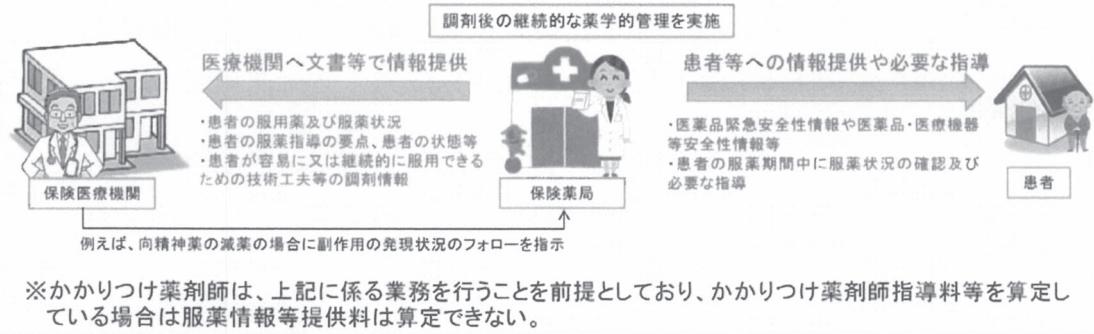
平成30年度診療報酬改定

## 薬局における対人業務の評価の充実②

### 服薬情報提供料

- 服薬情報等提供料について、保険医療機関の求めがあった場合の評価を見直す。

| 現行                       | 改定後  |
|--------------------------|--|
| 【服薬情報提供料】<br>服薬情報提供料 20点 | 【服薬情報提供料】<br>服薬情報等提供料1 30点<br>※保険医療機関の求めがあった場合<br><br>【服薬情報提供料】<br>服薬情報等提供料2 20点<br>※患者又はその家族等の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合 |



56

## 必要に応じて医師へ情報提供

### B. 残薬調整が必要な医療機関が院内調剤もしくは他の薬局による調剤の場合

( i ) 服用薬の整理等服薬管理を行い、その結果を医療機関へ情報提供し外来服薬支援料の算定

( ii ) 服用薬の整理等服薬管理を行い、その結果を患者の了解を得た上で【別紙様式1】を用いて医療機関へ書面による情報提供を行い服薬情報等提供料2の算定

( iii ) 患者の了解を得た上で医療機関へ情報提供を行う

\* 上記( i )～( iii )の場合において「お薬手帳」に引き継ぎ事項を記載する

平成28年度診療報酬改定

### 医薬品の適正使用の推進③

#### 薬局における継続的な薬学的管理の評価(ブラウンバッグ運動の取組の評価)

- 患者が保険薬局に服用薬等を持参し、保険薬剤師が服薬管理等を行った場合でも外来服薬支援料を算定可能とする。(「注1」及び「注2」合わせて月1回に限り算定可能)

| 現行   | 改定後  |
|--|--|
| <p>【外来服薬支援料】 185点</p> <p>注1 自己による服薬管理が困難な外来的患者又はその家族等の求めに応じ、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を確認した上で、患者の服薬管理を支援した場合に算定する。</p> | <p>【外来服薬支援料】 185点</p> <p>注1 自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を確認した上で、患者の服薬管理を支援した場合に月1回に限り算定する。</p> <p>注2 患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても、所定点数を算定できる。</p> |
|  <p>服用薬等を持参<br/>(下記のような袋を活用)</p> <p>服薬管理等を実施</p>                  |  <p>自宅での服用薬等(残薬含む)</p>    |

## ⑥北海道薬剤師会への報告

### エクセルシートに入力しメールで報告

| 薬剤名 | 服用時点 | 一日量 | 持参薬単位 | 薬価(円/単位) | 残薬区分 | 診療科名 | 備考 | 残薬登録数 |
|-----|------|-----|-------|----------|------|------|----|-------|
| 1   |      |     |       |          |      |      |    | 0     |
| 2   |      |     |       |          |      |      |    | 0     |
| 3   |      |     |       |          |      |      |    | 0     |
| 4   |      |     |       |          |      |      |    | 0     |

この3列は内服のみ記載してください。

○ -この行は入力不要(自動計算)  
-ここより右は入力不要(自動計算)

- ・記入したシートを元に報告用のエクセルファイルに患者ごとに入力を行い、患者氏名を削除し道薬へメールしてください。
- ・報告シートは患者ごと、残薬回収日ごとに作成していただきます。同一の患者が複数回残薬を持参した場合は患者IDは同じのまま、その都度、報告シートを作成してください。
- ・道薬へ報告後も、確認のための問い合わせを行うことがあるため、記入したシートは廃棄せずに薬局に保管しておいてください。

## 6. Q & A

---

Q. 屯服薬の残薬はどのように考えるのか？

A. 屯服薬も同様に【飲んでほしい薬 – 飲まれた薬】で判断してください。具体的には医師が発作時用に保管しておくように指示のある薬は残薬ではありませんが、過去に疼痛時等で処方され、患者の判断で保管している薬は残薬とみなします。

Q. 同意書への署名は節薬バッグ配布時に必要ですか？

A. 節薬バッグ配布時に同意書への署名は必要ありません。節薬バッグ配布後、残薬を回収した際に必要となります。

Q. 処方箋を持参した時点で手持ちにある薬はどこまでが残薬となるのか？

A. 前回の処方日から判断して飲み忘れ等により日数が合わないものは残薬とみなします。

Q. 患者から残薬の報告を処方医に伝えてほしくないとの希望があった場合はどうすればよいか？

A. 処方医への報告は「必要に応じて」となつており、患者が希望しない場合は処方医への報告はできませんが、本事業への報告は患者の了承を得て行ってください。

## 7. 今後の予定

- ・節薬バッグの追加依頼は道薬までご連絡ください。
- ・事業参加薬局名については公表する予定です。

## 8. お問い合わせ窓口

一般社団法人北海道薬剤師会事務局事業課

〒062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

TEL 011-811-0184

E-mail [zigyouka@doyaku.or.jp](mailto:zigyouka@doyaku.or.jp)

(別紙様式 1)

## 患者の服薬状況等に係る情報提供書

情報提供先保険医療機関名

担当医 科 殿

令和 年 月 日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電話

(FAX)

保険薬剤師氏名

印

患者氏名

性別（男・女） 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生（歳）

住所

電話番号

以下のとおり、情報提供いたします。

情報提供の概要：

1 処方薬の情報

薬剤名等：

2 併用薬剤等（一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報

薬剤名等：

3 処方薬剤の服用状況（アドヒアランス及び残薬等）に及びそれに対する指導に関する情報

4 患者、家族又は介護者からの情報（副作用のおそれがある症状及び薬剤服用に係る意向等）

5 薬剤に関する提案

6 その他

### [記載上の注意]

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合には、手帳又は処方箋等の写しを添付すること。

患者持参薬 手書き記入表(コピーしてお使いください)  
患者情報

四角い枠内が記入欄です。

|                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 1 残薬回収日                   |                              |
| 2 記入日                     |                              |
| 3 患者ID(他の患者と重複しない7桁以下の数字) |                              |
| 4 氏名                      |                              |
| 5 性別                      | 男性・女性                        |
| 6 年齢                      |                              |
| 7 服用剤数(内)服薬のみ)            |                              |
| 8 受診医療機関数                 |                              |
| 9 お薬手帳の有無                 | あり・なし                        |
| 10 保険の種類                  | 国保・社保・生保・後期高齢者               |
| 11 疑義照会の有無                | あり・なし                        |
| 12 医療機関への書面による情報提供の有無     | あり・なし                        |
| 13 重複投与・相互作用等防止加算の算定の有無   | あり・なし                        |
| 14 服薬情報等提供料算定の有無          | あり・なし                        |
| 15 外来服薬支援料算定の有無           | あり・なし                        |
| 16 服用薬剤調整支援料1算定の有無        | あり・なし                        |
| 17 服用薬剤調整支援料2算定の有無        | あり・なし                        |
| 18 備考(自由記載)               | (この欄はメモ用に自由に使用していただいて構いません。) |

| 残薬情報 |      | ↓この3列は内服のみ記載してください |      |     | 診療科名<br>(住意) |              |           |    |
|------|------|--------------------|------|-----|--------------|--------------|-----------|----|
| 薬剤名  | 服用時点 | 一日量                | 処方日数 | 残薬数 | 単位           | 薬価<br>(円/単位) | 残薬区分      | 備考 |
| 1    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 2    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 3    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 4    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 5    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 6    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 7    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 8    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 9    |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |
| 10   |      |                    |      |     |              |              | 再利用・保留・廃棄 |    |

## 当薬局をご利用の方へ

当薬局では、下記の研究事業に協力しております。

研究事業への協力または非協力は、いずれも自由です。

研究事業にご協力いただかなくても、遠慮なくその旨を薬剤師にお伝えください。

また、本研究事業に関して不明な点や、参加後、気になることがございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

当薬局より北海道薬剤師会へ提供する情報は、直接個人が特定されることはございません。

また、本研究事業の目的以外に使用いたしません。

提供された情報は、研究責任者が個人情報の保護に基づき、厳重に管理いたします。

ご理解のうえ、ご協力ををお願いいたします。

○ 研究事業名

令和3年度 高齢者医薬品適正使用推進事業  
「薬局利用者への節薬バッグ運動」の評価  
(実施主体：北海道薬剤師会・北海道)

○ 対象期間

令和3年11月22日～令和4年3月31日

○ 当薬局から提供する情報

・薬局で保管されている情報の一部

性別、年齢、服用剤数（内服薬のみ）、受診医療機関数、お薬手帳の有無、保険の種類、疑義照会の有無、医療機関への書面による情報提供の有無、残薬の調整や服薬管理への支援に伴う算定（重複投与・相互作用等防止加算、服薬情報等提供料、外来服薬支援料、服用薬剤調整支援料1・2）の有無

○ 情報の利用目的

薬剤師による服薬・残薬管理を実施し、その効果を検証することで医薬品の適正使用や医療費の適正化を図ることを目的とする。

連絡先：〒062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

Tel 011-811-0184

一般社団法人 北海道薬剤師会  
研究責任者 山田武志

本研究事業は、一般社団法人北海道薬剤師会 臨床・疫学研究倫理審査委員会の承認を得て実施しております。（承認番号 04-0004）

御中

### 高齢者医薬品適正使用推進事業 協力同意書

- ・研究事業名：令和3年度 高齢者医薬品適正使用推進事業  
「薬局利用者への節薬バッグ運動」の評価
- ・実施主体：一般社団法人北海道薬剤師会・北海道
- ・事業目的：薬局を利用する患者様の残薬確認と服薬指導等を通じ、道民の健康の保持、  
医薬品の適正使用を推進、ひいては医療費（調剤）の増加抑制に資することを  
目的とする。
- ・事業対象期間：令和3年11月22日～令和4年3月31日
- ・当薬局から提供する情報：薬局で保管されている情報の一部  
【性別、年齢、服用剤数（内服薬のみ）、受診医療機関数、お薬手帳の有無、  
保険の種類、疑義照会の有無、医療機関への書面による情報提供の有無、  
残薬の調整や服薬管理への支援に伴う算定（重複投与・相互作用等防止加算、  
服薬情報等提供料、外来服薬支援料、服用薬剤調整支援料1・2）の有無】
- ・情報の利用目的：薬剤師による服薬・残薬管理を実施し、その効果を検証することで  
医薬品の適正使用や医療費の適正化を図ることを目的とする。
- ・医師や他職種とも連携し、医薬品の適正な使用を推進します。
- ・当薬局より北海道薬剤師会へ提供する情報は、直接個人が特定されることはありません。  
また、本研究事業の目的以外に使用いたしません。
- ・提供された情報は、研究責任者が個人情報の保護に基づき、厳重に管理いたします。  
ご理解のうえ、ご協力を願いいたします。
- ・研究事業への協力または非協力は、いずれも自由です。なお、事業へ参加しなくても不  
利益はありません。処方医への処方薬の調整は研究への参加の有無を問わず行います。
- ・今回、同意いただいても、いつでも自由に協力を断ることができます。

私は、本事業に関する上記説明を受け、事業に協力することに同意します。

令和 年 月 日 ( )

患者氏名：\_\_\_\_\_

代諾者氏名：\_\_\_\_\_

薬局名：

所在地：

連絡先：

説明者氏名：

高齢者医薬品適正使用推進事業 同意撤回書

御中

---

私は、高齢者医薬品適正使用推進事業について、事業に協力することに同意しましたが、この度、その同意を撤回します。

また、収集された情報を使用しないこと及び削除をお願いします。

令和 年 月 日 ( )

署名 : \_\_\_\_\_



北海道委託事業  
令和3年度 高齢者医薬品適正使用推進事業 報告書  
令和4年3月発行

一般社団法人 北海道薬剤師会  
〒 062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5 - 12